

四日市市選管告示第33号

平成28年8月3日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票所は、午前7時に開き、午後6時に閉じることとし、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第3項の規定により告示する。

平成28年7月25日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

（選挙管理委員会事務局）